

# 福島県教育委員会令和5年4月定例会会議抄録

1 開催日時	令和5年4月21日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3 出席者	大沼博文教育長、1番 吉津健三委員、2番 高橋理里子委員、3番 成澤勝蔵委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から4月定例会の開会が告げられた。
(2) 教育長報告	教育長から、令和5年4月1日より高橋委員が教育委員会委員に就任したことについて報告があった。
(3) 会議録署名委員の指名	教育長から、吉津委員と成澤委員が会議録署名委員として指名された。
(4) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(5) 記録係の指名	教育長から、室井主査が記録係に指名された。
(6) 理事兼政策監提出理由説明	教育長から理事兼政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。 理事兼政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。
	（説明概要）
	議案第1号については、博物館法施行細則の一部を改正するもの。
	議案第2号については、福島県教育委員会の取り扱う個人情報の保護等に関する規則の制定について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。
	議案第3号については、福島県教育委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正

<p>(7) 会議（一部）非公開</p>	<p>について、教育長臨時代理により処理したことについて承認を求めるもの。</p> <p>議案第4号については、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第5号については、令和6年度福島県公立学校教員採用予定者数について諮るもの。</p> <p>報告第1号については、令和5年度福島県立高等学校入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について報告するもの。</p> <p>報告第2号については、令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について報告するもの。</p> <p>報告第3号については、福島県社会教育委員の解嘱について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、隣地使用承諾等請求事件の訴訟判決について報告するもの。</p> <p>報告第5号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第4号から議案第5号、報告第3号から報告第5号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p>
<p>(8) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第2号</p> <p>議案第3号</p>	<p>博物館法施行細則の一部を改正する規則について（議案第1号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第2号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第3号）、教育総務課長から説明があった後、</p>

(9) 報 告 審 議  
報 告 第 1 号

全員に異議なく原案のとおり可決された。

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について（報告第1号）、高校教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

成澤委員：志願倍率について、前期選抜の全日制普通科等では全体で1.01倍となったが、郡山東高校や安積黎明高校、橘高校など、都市部にある学校では志願者数が非常に多い状況になった。県立高等学校改革では、各学校における学級数の削減を進めているところだが、こうした志願者数が多い学校においても削減は必要となるのか尋ねたい。

高校教育課長：都市部の高校で志願者が集中した背景には、さまざまな要因があると考えている。今後の定員等については、集中した要因を分析するとともに、県立高校改革計画とも合わせながら検討してまいりたい。

成澤委員：志願者が多数集まった背景には、同じ地域に私立高校があることも影響していると考えている。また、同一地域に私立高校があることで、優秀な進学希望者が私立へ流れることもあると思う。そうした中でも県立高校を選択してもらえよう検討をお願いしたい。

大村委員：特色選抜の定員について、今回の入試では県立高校全体で2割程度の枠となっている。この枠は各学校で設定するものと理解しているが、今後の設定の在り方等について方針があれば尋ねたい。

高校教育課長：特色選抜は、各学校で志願してほしい生徒像を示して選抜を行うもので、その定

<p>報告第2号</p> <p>(10) 前回会議録の承認</p> <p>(11) 議案審議 議案第4号</p> <p>(12) 議案審議 議案第5号</p>	<p>員については5%から50%の間で各学校で設定するようになっている。この選抜制度は、各学校の魅力化・特色化を進める目的も持っており、各学校がこの趣旨を理解し、活用できるよう取り組んでまいりたい。</p> <p>大村委員：特別選抜について、定員の最大5割まで枠を設定できるといった説明があったが、教育庁では、各学校に上限いっぱいまでこの枠を活用するよう働きかけるのか。</p> <p>高校教育課長：特色選抜は学校の魅力化・特色化を図る上で重要な戦略の1つであり、各学校の方針の中で有効に活用してもらえればと考えている。</p> <p>令和5年度福島県立特別支援学校高等部入学者選抜に係る志願者数及び合格者数等について（報告第2号）、特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和5年3月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> <p>福島県公立学校教頭の懲戒処分について（議案第4号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>午後2時1分、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後2時4分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> <p>令和6年度福島県公立学校教員採用予定者数について（議案第5号）、高校教育課長から説明</p>
---	--

(13) 報 告 審 議 報 告 第 3 号	があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
報 告 第 4 号	福島県社会教育委員の解囑について（報告第3号）、社会教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
報 告 第 5 号	隣地使用承諾等請求事件の訴訟判決について（報告第4号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(14) 次 回 の 日 程	教職員に対する訓告処分等の内容について（報告第5号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(15) 閉 会	次回の定例会について、教育総務課長から令和5年5月19日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。 午後2時37分、教育長から閉会が告げられた。